

# 学生支援の取組み——私学事業団の場合

河田 悌一

(日本私立学校振興・共済事業団理事長)

ユーラシア大陸の東の端に位置する日本は、総面積が世界で第六〇位の約三七・八万km<sup>2</sup>、総人口がおよそ一億二八〇〇万人、六八五二の島々からなる国。しかし食料自給率は約四〇%、しかも、いわゆる地下資源のきわめて乏しい国である。

隣国はどうか。東シナ海を隔てて二六倍の面積の国土、約一〇倍の人口を有し、GNP世界第二位の中国、太平洋を隔てて二五倍の面積の国土、約二・五倍の人口を有し、GNP世界第一位のアメリカがある。

そのような超大国の米中にはさまれて存在する、高齢化

と少子化がすすむ日本。その日本がグローバル化と情報化が進展しつつある二一世紀に存続していくことは可能か。それが可能となる必須条件は何か——。

それを可能にするには、なによりも有能な人材を育成することが必要だ。つまり、グローバルな世界で堂々と意見が言え、問題を解決し、存在感をもって活躍することができ、多くの人材が求められているのである。そのためには、高等教育において、大学生（さらに大学院生）を経済的に支援し、育成し、優れた日本人を輩出していかねばならないのである。

そうした視点から、四年制大学の学生二八万七四一人の約七三・四％を占めている私立大学の学生にたいする学生支援の取組みを紹介し、またその在り方を考えてみようとおもう。

それが、本稿の主題である。

## I 私立大学の発展と学生支援

現在、日本では高等学校を卒業して七七八校を数える国公私立の大学に、どれくらいの人たちが進学するのか。

八六校の国立大学（学生数は約六二万五〇〇〇人）、九五校の公立大学（約一四万三〇〇〇人）、そして五九七校の私立大学（学生数は約二二万人）に学ぶ大学生の総数は約二八七万人。すなわち、二〇一〇（平成二二）年度の学基本調査によれば進学率は五六・八％である。

だが、かりにも奨学金制度がなかったとしたら、恐らく四〇％台に止まっていたのではなからうか。カリフォルニア大学（バークレー校）のマーチン・トロウ教授のいうユニバーサル段階には到底届いていないはずである。

現在の日本には、学生にたいする国、企業、大学などによる様々な奨学金制度が存在している。なかでも「独立行政法人日本学生支援機構」（以下、「学生支援機構」）で実

施する奨学金事業の果たしてきた役割は、きわめて大きい。「日本育英会」と呼ばれた時代から連続として続いている学生支援事業が存在しなかったなら、教育を受けたくても経済困窮のために大学進学を断念せざるをえなかった若者は、相当数いたであろう。日本の高等教育への貢献度は、計り知れないものがある。（母子家庭に育ち、一九六四年の東京オリンピックの年に大学に入学した私も、その日本育英会の奨学金の恩恵を受けたひとりである。）

さらに、学生数と納付金収入の確保という大学経営の観点から見ても、日本の大学の、とりわけ四年制大学の約八割を占める私立大学の発展に大きく寄与してきたといえる。

私立大学が経営基盤の充実のために受ける公財政支出は、国立大学のそれと比較して極めて少ない。それ故に、私立大学が良質な教育体制を維持していくためには、学生（その父母）の支払う入学金や授業料を高く設定しなければならず、それは家計を大きく圧迫することにもつながる。

東京大学の小林雅之教授は、その著『進学格差——深刻化する教育費負担』（筑摩書房、二〇〇八年）の中で、「大学教育には、数百万から数千万円の費用がかかる。大学教育は、いまや持ち家に次ぐ、人生で二番目に高い買物なのだ。それでも、我が子の教育には金を惜しまない。そ

んな親の思いが日本の高い進学率を支えてきた」とのべている。

端的にいえば、学生支援機構は奨学金事業によって、我が子にたいする「親の思い」を長年に渡って支えてきたのである。そしてまた、我が子を大学に進学させたいという「親の思い」が私立大学の発展を支えてきたともいえる。

一九八九（平成元）年度の私立大学数は三六四校、学生数は約一五〇万人であった。それが、二二年後の二〇一〇年には五九七校、約二二万人と大きく数を伸ばしているこのことを考えると、今後も私立大学の発展に果たす学生支援機構の役割は大きいといえるのである。

## Ⅱ 学生支援における私学事業団の役割

私の属する日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」）では、どのような学生支援をおこなっているのか。私学事業団の助成業務のいわゆる「基幹三業務」について紹介しよう。

第一は、補助事業である。これは私立大学などにたいして経常費補助金を交付する事業である。この根拠法令は、故藤波孝夫氏、西岡武夫氏（現参議院議長）などの発議い

わゆる議員立法によって成立し、一九七六（昭和五一）年四月一日から施行された「私立学校振興助成法」である。

その第一条には、私立学校に在学する「学生に係る修上の経済的負担の軽減を図る」とともに「私立学校の健全な発達に資することを目的とする」と定められている。すなわち、補助事業の目的の中にはつきりと学生支援が書き込まれているのである。

しかし、このことと世間のいわゆる奨学金制度とは、大きな違いが一つある。それは他の制度では、学生に直接に交付する「直接支援」が普通の形態であるが、私学事業団の補助事業は、私立学校を設置する母体である学校法人にたいして補助金を交付するものであり、直接、学生に交付するものではない。言い換えれば、学校を経由しての学生支援、つまり「間接支援」ということができる。

補助金の交付総額は、二〇〇九（平成二二）年度の決算ベースでいうと約三三〇〇億円。内訳は、教職員の給与費など、教育と研究の経費等を対象とする一般補助が約二一〇〇億円、特定の分野や事業などについての、いわゆる教育・研究の振興を図るための特別補助が約一一〇〇億円。この特別補助の中に、学生支援を目的とした補助項目がいくつかある。それを項目ごとに紹介すれば、以下のこ

とくである。

① 授業料減免事業等支援経費

経済的に修学困難な学生にたいして、大学がおこなう入学料および授業料の減免措置に係る経費の二分の一以内を補助する。この項目は、まだ歴史が浅く二〇〇六(平成一八)年度から開始された。一昨年度交付額は約三〇億円。昨年度からは、授業料減免を真に必要としている学生を対象とすることをより明確にするために、一定の家計基準(給与所得者八四一万円、給与所得者以外三五五万円)を導入するという要件が加わり、予算額は四〇億円となった。

② 「夜間部・通信教育・夜間大学院」などへの支援

夜間部、第三部、通信教育、夜間大学院、昼夜開講制大学院、通信制大学院を設置している大学にたいして、学生数に応じておこなう補助。これらの仕組みが補助の対象になればその分授業料を安く設定でき、また、勤労学生の受け入れを主眼としているため、いわばこれも学生支援である。学部の項目は一九七五(昭和五〇)年度から、大学院は一九九二(平成四)年度から始まった。一昨年度交付額は約一一億円。

③ 世界を舞台に活躍する人材養成支援

外国人留学生の受け入れ、日本人学生の海外派遣などを対象とする補助約三三億円であるが、その中に、修学支援として経済的に修学困難な留学生や派遣学生を対象とする大学独自の奨学金制度をもっていることにたいする補助が入っている。

④ 就学機会の多様化メニュー

社会人、編入学、専門高校卒業生、帰国学生を特別な選抜制度で受け入れている大学にたいして、その受け入れの状況に応じて補助するもので、一昨年度交付額は約四四億円。

また、障がい者を受け入れている大学にたいして、受け入れ状況や受け入れのための具体的な取組みの状況に応じて補助する仕組みである。この補助はすでに一九七五(昭和五〇)年度から始まっている。一昨年度交付額は約一七億円。

⑤ その他

インターシップ、科目等履修生、教育訓練講座、公開講座、学生と地域の協働企画などを対象とする補助もある。ただし、これらは、経済的な支援というよりも、学生にたいする教育支援の意味合いが強いいえる。

第二は、融資事業である。これは私立学校の校地・校舎などの施設設備の整備に要する資金、そのほか経営のために必要な資金の貸付をおこなう事業で、貸付条件は「長期・低利・固定金利」である。貸付の対象学校は、大学から各種学校までほとんどすべての私立学校を包含している。

貸付実績額は、二〇〇九（平成二一）年度の決算ベースで約八六二億円。現在、この中には学生支援に係る貸付の費目は含まれていない。しかし、私学事業団の融資事業は、政策融資的な側面を有しており、昭和二〇年代には戦災復旧費、三〇年、四〇年代には高校急増施設費、理工系学生増募施設費といった、各々の年代のニーズに応じた貸付費目を創設し、私立学校の発展に寄与してきた経緯がある。

それらの政策融資の代表的なものとして、かつては、私立大学奨学事業という学生支援に係る貸付費目が存在した。一九七五（昭和五〇）年前後には、奨学金制度をもっている学校、団体、金融機関などはあまり存在せず、学生支援機構の前身の日本育英会が学生に直接貸与する奨学金事業が抜きん出ている。前年の一九七四年、大学自体に奨学金制度を広く設けてもらうためのいわば政策誘導として、私学事業団の前身の日本私学振興財団に、私立大学奨学事業が創設されたのである。学生に奨学金を貸与する大

学にたいして、貸与のための原資を低利で融資しようというものであった。しかも、前述した補助金制度の中に、私立大学奨学事業の融資にたいする利子補給の補助項目があったのである。

つまり、大学が私学事業団に支払う融資金利の全額を補助金でカバーするというシステムだったのである。

この一九七四（昭和四九）年度に創設された奨学金貸与事業の貸付要件は、「大学を設置する学校法人が当該大学の学部学生を対象として行う有利子の奨学事業に対し、貸付期間一〇年、利率六%の融資」となっている。

創設初年度は、早稲田大学など一四法人に一億四五〇万円の貸付実績を残している。この事業は、一九八四（昭和五九）年度から日本育英会が有利子貸与事業として運営するようになったため、一九八八（昭和六三）年度にその役割を終えたが、一五年間で延べ四七三法人にたいして一二三億円の貸付実績を記録した。

ところで、一九七七（昭和五二）年度に、私立大学奨学事業の内に、入学一時金分割納入事業という新規費目が創設された。これは、高額な入学金を在学中に分割納入させる制度を、大学に作らせる目的のために、政策誘導したものであった。この制度を取り入れた大学は、初年次の入学

金収入が減ることとなる。そこで、その補填を私学事業団の融資でおこなうという仕組みだ。授業料だけではなく、入学金も家計負担を圧迫する要因として捉えられているのであった。

なお、当時の予算資料には「この制度が医歯系学部への寄付金問題の改善策として政策的に成立した経緯が有り」と記されている。

一九七七（昭和五二）年度に私立大学医歯学部の「寄付金の收受の禁止」が文部省から通知された。このことを受け、医歯学部をもつ大学側が寄付金収入の減額を補うために入学金を値上げした。そのような時代背景の中で、入学一時金事業が創設されたのだった。（因みに、諸外国には入学金というものはほとんど存在せず、日本固有のシステムということだ。）なお、この事業は二〇〇六（平成一八）年度まで続き、延べ三六六法人にたいして総額一七一億円の貸付実績を記録したが、創設の経緯にあるように、対象のほとんどは医歯系の大学であった。

学校法人会計基準によると、決算書の中の、貸借対照表の資産の部に「第三号基本金引当資産」という科目がある。この資産は、基金として大学の永続性を保持するもの、と定義されている。そして研究基金などもこの科目に入っ

ているが、実態的には奨学金基金が大部分を占めているのである。各大学は、この奨学金基金の運用果実を奨学金として学生に交付している。

この「第三号基本金」の推移を過去から追跡してみると、一九七五（昭和五〇）年度の大学法人一人当たり金額は約一億円。一九八九（平成元）年度は一〇億円、一九九八年度は一五億円、そして二〇〇八（平成二〇）年度が二〇億円。この推移からみると、一九七五（昭和五〇）年度のそれは僅少である。すなわち、融資事業としての私大奨学金事業が創設された理由が、ここにある。当時は、大学独自の奨学金プログラムはあまり存在していなかったことが推察される。私学事業団の政策誘導型融資が、大学の様々な奨学金制度の創設を誘発し、ひいては学生支援に一役買ったと自負して良いのではないか。私はそのように考えている。

第三の基幹業務は経営支援・情報提供事業である。これは学校法人がおこなう経営改善の取組みへの支援及び情報の収集、提供業務であり、いわゆる資金提供を伴う業務ではない。つまり、学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るといった学生支援業務ではない。



しかし、経営相談などにおいては、寄付金によるファンディングを推奨しており、それは、たとえば「○○奨学金」といった形で永続的に保持され、運用果実は学生への奨学金となる。また、寄付募集の成功事例の紹介などもおこなっている。さらに、効果的な学生募集方策として、奨学制度の事例なども紹介している。

これらは、結果的には大学に奨学制度の創設のきっかけを与えていることになるともいえよう。

### Ⅲ 学生支援、私学支援の今後の展望

学生支援機構の奨学金事業に代表される直接的な学生支援は、学生の修学上の経済的負担の軽減を図るために、今後とも継続しておこなわれなければならない。このことは、いうまでもなからう。

ここで視点を变えて、ひとつの提案を試みたい。

私立大学の地域別入学動向を見ると、ほぼ一〇〇万人以上の人口をもつ大規模政令指定都市を有する一都府県——宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県そして福岡県——に所在する私立大学は、二〇一〇（平成二二）年度で三八一大学ある。その入学者は約四二万人、入学定員充足率は

一一％を示している。しかし、残りの三六県に存在する一八八大学は、入学者の合計わずかに七万人。なんと大都市圏の六分の一、入学定員充足率は九八％。定員割れをしている現状だ。

地方の空洞化が叫ばれて久しい。

だが、地方においては、大学は「知の拠点」として、その存在価値はきわめて大きい。しかも学生という若者たちの学ぶ大学が存在するだけで、その地方は元氣と活力をもつのだ。しかしながら、地方の若者は様々な条件が整っている大都市圏の大学に進学する傾向にある。

そこで一考だが、地方の大学に進学する学生諸君にたいして手厚い奨学金制度を、作れないものか。たとえば住居費は全額給付といった制度である。これが実現すれば、地方における大学の「知の拠点化」が進み、それに伴い地域の活性化が加速するのではないか。

また、今日のような厳しい経済情勢や雇用状況考えたとき、一定の条件を満たす者や特定の経費について、給付制を導入するようなことを考えても良いのではなからうか。最後に、わが私学事業団業務における、学生支援を今後どうすべきか。その展望をのべて筆をおきたい。

補助事業は、私学事業団のおこなう間接学生支援のうち、

最も有効な事業である。なかでも授業料減免事業などの支援経費を効果的に配分し交付することが、重要な課題となってくる。

とすれば、大学が、学生にとってより良い奨学制度の充実に奨励するという一種の政策誘導型の配分が望ましいのではないか。經常費補助金全体の額を伸ばすことも、もちろん必要である。それが、私立大学の経営基盤の充実に繋がり、大学に進学したい若者たちの欲求を満たすことになるからである。

近年、諸外国と比較して日本の四年制大学進学率が低い——二〇〇八年の統計によると四八・二％で、OECD三三カ国の第二二位、韓国は進学率七一％で第八位——、といわれている。そうした現状のもと、わが国の大学の進学率を伸ばす諸施策において、私立大学等經常費補助金の果たす役割は重く、かつ大きい。

融資事業は、奨学事業に係る融資制度はもっていない。しかし、一般的な融資制度自体が学生支援の役割を十分に果たしている。融資の対象となる事業は、校舎はいくまでもなく体育館、学生会館、食堂、寄宿舎、運動場など——どれをとっても、今後とも学生の教育研究活動やキャンパスライフを支援するものだ。それらの施設整備事業を大学

が実施しやすいように、長期・低利・固定金利の融資制度を維持している。今後は、ますます大学が私学事業団の融資制度を利活用できるように、私は理事長として業務に工夫と改善を加えていきたいと考えている。

経営支援・情報提供事業においても、補助・融資事業と同様に、大学の永続的な発展に寄与することを旨としている。経営相談やセミナーを実施することによって、大学の経営改善の取組みへの支援をすることは、すなわち大学に在籍するすべての学生の支援をするということである。

私学事業団としては、教育情報、財務情報、改善事例などの様々な情報を大学の内部だけではなく多種多様なステークホルダー、たとえば保護者、入学志願者、高等学校の先生方、海外の留学希望者、企業にも発信している。いわば地域の大学、社会の大学、世界の大学、を意識した支援をしている。

今後とも、この姿勢を崩すことなく、つねに「ゆきとどいたサービス精神」をもって、学生と大学の目線に立った業務改善をおこなっていかねばならない、と考えている。

